

平成25年度  
事業計画書

社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

平成25年度 社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会  
事業計画書

超少子高齢社会になった今日、家族や地域社会の支えが弱くなり、長引く経済不況もあいまって、地域において経済的困窮やひきこもり、虐待や社会的孤立などの深刻な生活課題が広がっています。本会は、福祉のまちづくりをすすめることを使命に、生活課題や制度では解決できない福祉課題に、自治会やボランティア、民生児童委員、福祉施設や関係機関・団体、行政機関等とのネットワークを活かしながら、個別支援と地域との協働によりその解決を図り、子どもから高齢者まですべての人々がともに助け合い、安全で安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりをめざします。

一方、東日本大震災の被災地の状況をみてみますと、現在、国を挙げて被災地の復旧・復興に取り組まれておりますが、被災者が震災前の生活を取り戻すには程遠く感じます。本会といたしましても、できる限りの支援を行うとともに、今後想定される大規模災害発生時における対応体制の整備をすすめてまいります。

また、介護保険法や障害者総合支援法の一民間事業者として、職員の資質向上及び人材の確保を図り、利用者から信頼される質の高い福祉サービスの提供に努めます。

## 重点目標

- 1．扶桑町地域福祉活動計画作成
- 2．扶桑町災害救援ボランティアセンター運営及び災害時職員行動マニュアルの作成
- 3．新会計基準移行のための経理規程の改訂及び帳票様式等整備
- 4．ボランティア実践者の拡大、災害救援ボランティアコーディネーターの育成

## 1．財源の確保・運用

- ・自主財源の確保（事業推進の基盤作り）
- ・介護保険事業の円滑な経営
- ・共同募金財源による地域福祉事業の推進
- ・寄附金の税額控除対象法人制度の申請・導入

## 2 . 法人運営

- ・地域福祉活動計画の策定
- ・近隣社協事業の把握と職員の交流による情報交換の継続実施
- ・平成27年度に法人化30周年を迎えるため記念事業の企画検討
- ・社協職員としての自覚と知識・技術の研鑽
- ・現務職員のスキルアップと外部研修会への積極的参加

## 3 . 指定管理事業

総合福祉センターの管理運営にあたって

- ・施設の利用目的にあった総合管理と円滑な運営
- ・総合福祉センターの総称に見合った各職員の意識の向上
- ・設備保全の努力、適正な保守管理の実施
- ・行政との綿密な連携により施設の維持管理・保全の実施

## 4 . 地域福祉事業

(総括)

- ・地域の福祉ニーズの把握と課題の掘り起し
- ・地域福祉活動計画策定の構想

(子育て支援事業)

- ・子育て支援関係グループ活動の把握と情報交換
- ・子育て世代のニーズの把握と課題解決への繋ぎ
- ・赤ちゃん絵本プレゼント事業

(相談事業)

- ・心配ごと相談所の開設、相談員の研修会への参加による対応力の強化  
(開設 第1・第3金曜日：午後)
- ・法律相談の開設(開設 第4月曜日：午後)
- ・心身・女性・母子・児童の各相談開設場所の提供と連携・調整
  - ・日常生活自立支援事業のPRと相談窓口
- ・相談者の個々の問題解決のための情報提供

(貸付事業)

低所得世帯の生活の安定のため各種貸付資金の相談業務

- ・福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金・  
不動産担保型生活資金の相談、申請事務
- ・行政及び県相談員との連携と情報の共有
- ・県くらし資金窓口業務

- ・町くらし資金（緊急小口）貸付業務
- ・母子貸付資金、育英会等教育貸付資金ほか他機関貸付事業の紹介と連携

（ボランティア事業）

- ・社協機関紙内「ボランティアだより」によるグループ活動紹介と情報提供
- ・ボランティアに関する相談（活動紹介、運営相談、連絡、調整）
- ・安心安全な活動のためボランティア保険の加入の促進
- ・ボランティア事業推進のため運営委員会の開催
- ・ボランティア連絡協議会登録の拡大と活性化
- ・災害救援ボランティアセンター設置時に要する資機材・用具等の拡充と、平常時の貸出制度の設定
- ・災害救援ボランティアコーディネーターの育成
- ・グループメンバーを増やすための養成講座の開催
- ・ボランティアまつりの開催と活動のPR
- ・近隣社協・西尾張ブロック社協によるボランティアの育成と情報交換

（共同募金配分金事業）

ア {高齢者福祉活動事業}

食事サービス、ふれあい会食会、老人クラブ活動支援、自主開催地区サロン活動支援と開催地区の促進、高齢者体力測定開催支援

イ {障害児・者福祉活動事業}

町外作業所通所者の支援

視覚障害者用広報テープの配布

下肢・視覚障害者等を対象とした移送サービスの実施

身体障害者福祉会、心身障害児者父母の会の活動支援

尾北地区聴覚障害者団体、丹羽視覚障害者団体活動の支援

中途失聴者団体等町外関係団体への協力

補助犬各種協会への協力

知的・精神障害者施設との情報交換と協力支援

ウ {児童・青少年福祉活動事業}

おもちゃ図書館整備、子育て支援事業、町外福祉施設等見学、青少年非行防止支援、赤ちゃん絵本プレゼント事業、福祉協力校事業の開催支援と連絡調整、子ども会活動助成

エ {母子・寡婦福祉活動事業}

団体活動支援、会員交流事業の支援、情報の提供

オ {福祉育成・援助活動事業}

機関紙発行、赤い羽根文庫整備、ホームページによる情報発信、緊急一時援護、

法律相談の実施、地域防犯ボランティアを含めたボランティア保険の補助、  
災害救援ボランティアセンター必要機材の整備

#### カ {歳末たすけあい配分金事業}

食事サービス、重度心身障害児・者歳末義援金、障害者のつどい開催、小学生  
介護食等体験、福祉団体クリスマス会開催支援、移送サービス車輛保守整備

## 5 . 介護保険事業経営

### ( 1 ) 指定訪問介護（ホームヘルパー）事業

要介護者・要支援者の生活の維持向上と在宅介護の支援のため、ヘルパーによる  
身体介護、生活支援、相談・助言のサービスの提供

### ( 2 ) 指定居宅介護支援事業

ケアマネジャーによる、介護プランの作成、介護相談、各種サービス利用の手  
続き代行、介護用品等斡旋・紹介、その他介護保険業務の実施

### ( 3 ) 指定訪問看護ステーション事業

在宅で看護を必要とする方へ、医師の指示による様々な医療サービスや在宅リ  
ハビリの実施、家族への看護指導、在宅看護に係る相談・助言、ターミナルケ  
アのフォロー

### ( 4 ) 指定通所介護（デイサービス）事業

介護保険該当者及び身体上・精神上支援を必要とする高齢者の自立の支援、社  
会的孤立感の解消、心身機能の維持向上と家族の身体的・精神的介護負担の軽  
減を図るため、通所によるサービスの提供

食事の提供、入浴（一般浴・機械浴）、日常生活動作の機能訓練、健康チェッ  
ク、養護、生活指導、送迎、余暇活動の提供

## 6 . 受託事業

### ( 1 ) 地域包括支援センター事業

- ・高齢者の介護予防を重点に、予防に係る情報の提供と連絡調整
- ・高齢者の健康維持のため福祉・保健・医療の向上、生活の安定のための支援を  
包括的に行う

#### ア．ケアマネジメント事業・・・保健師等

- ・介護予防ケアマネジメント（特定高齢者）

予防対象者の把握・調査、予防プランの作成・実施のモニタリング・評価と  
予防プランの変更

- ・予防給付ケアマネジメント等

#### イ．高齢者総合相談支援・・・社会福祉士等

- ・地域におけるネットワークの構築  
高齢者の実態把握・社会資源の把握と連携・関係者、関係機関のネットワークの構築・「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築
- ・総合相談等
- ウ．包括、継続的ケアマネジメント支援事業・・・主任ケアマネジャー
  - ・地域のケアマネジャー個別指導・相談・研修・情報提供
  - ・支援困難事例への指導等
- エ．介護者慰労事業
  - ・在宅要介護者を介護される方の身体的・精神的負担の軽減を図るため、下記の事業の実施  
介護者勉強会、介護者交流会、介護者リフレッシュ事業、介護者教室
- (2) 高齢者ホームヘルプサービス事業（扶桑町地域支援事業受託）
  - ・日常生活を営むのに支障のある概ね65歳以上の高齢者のいる家庭にヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、相談・助言のサービスを提供する
- (3) 地域宅老事業
  - ・在宅の高齢者が地域のサロンに参加することで、閉じこもりを防ぎ、ふれあい活動やレクリエーションを通じて心身の機能の維持を図り、介護予防に繋げる
- (4) 高齢者デイサービス事業（扶桑町地域支援事業受託）
  - ・介護保険対象外で独居・虚弱等で必要な方に対し、デイサービスセンターにてサービスを提供し、生活の助長、孤立感の解消、心身の機能の維持向上と家族の身体的精神的負担の軽減を図る  
(入浴・食事・送迎・レクリエーション・機能回復訓練・健康チェック)
- (5) 地域活動支援センター事業（扶桑町地域生活支援事業受託）
  - ・デイサービスにおける各サービスの提供  
(機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護の指導、レクリエーション、入浴、食事、送迎)
- (6) 障害者ホームヘルパー事業（扶桑町地域生活支援事業受託）
  - ・ヘルパー派遣による居宅サービスを提供する
- 7．個人情報保護と危機管理
  - ・個人情報保護規程の遵守の徹底と情報の管理、財産の管理の徹底
- 8．苦情解決制度の責務
  - ・利用者の苦情に対し、各受付担当者・解決責任者・第三者委員が連携し、その責務を公平平等に遂行する